

東京都手話言語条例の概要について

1 制定経緯

- (1) 令和3年11月：都議会において「手話言語条例検討ワーキングチーム」の立ち上げ
学識経験者や障害当事者からヒアリングを行うなど、令和4年5月までの7か月間に
7回開催され、都議会全体で条例制定に向け検討
- (2) 令和4年6月：令和4年第二回都議会定例会において、議員提案、全会一致で可決・
成立
- (3) 令和4年9月：「東京都手話言語条例」が施行

2 東京都手話言語条例の概要

目的(1条)

- ・手話が独自の文法を持つ一つの言語であるとの認識の下、
手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、
安心して生活することができる共生社会の実現に寄与する

基本理念(2条)

- ・手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるとの認識の下、一人一人があらゆる分野の活動に参画する機会が確保される共生社会の実現を旨として行う

都の責務・都民及び事業者の役割・施策の推進(3条～5条)

- ・都は、区市町村等と連携し、手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境を整備する（3条）
- ・都は、手話を必要とする者が都政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報発信を行う（3条）
- ・都民及び事業者は、条例の目的及び基本理念について理解を深めるよう努める（4条）
- ・都は、基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を総合的かつ計画的に推進する（5条）

基本的施策(6条～14条)

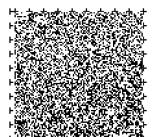
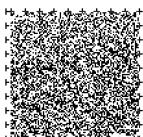
- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| (1) 学習機会の確保等（6条） | (2) 相談支援体制の整備及び拡充（7条） |
| (3) 手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等（8条） | (4) 事業者への支援（9条） |
| (5) 学校における支援（10条） | (6) 医療等サービスにおける環境整備（11条） |
| (7) 手話の普及啓発（12条） | (8) 手話に関する調査研究（13条） |
| (9) 災害時における措置（14条） | |

財政上の措置(15条)

- ・都は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

附則

- ・3年後、施行の状況等を検討し、措置を講じる



3 東京都手話言語条例に関する福祉局の取組

東京都手話言語条例	東京都福祉局の取組
第6条第1項（学習機会の確保等）	<ul style="list-style-type: none">・手話通訳者等の養成・中途失聴者、難聴者対象の手話・読話講習会
第7条（相談支援体制の整備及び拡充）	<ul style="list-style-type: none">・聴覚障害者情報文化センターが行っている聴覚障害者に対する相談事業の運営を支援
第8条（手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等）	<ul style="list-style-type: none">・手話通訳者等の養成（指導者を含め、段階的に行う等、手話技術・専門性の向上に配慮）
第11条（医療等サービスにおける環境整備）	<ul style="list-style-type: none">・合理的配慮に関するマニュアル等を医療等関係機関に周知
第12条（手話の普及啓発）	<ul style="list-style-type: none">・都民に対するパンフレットやリーフレット等紙媒体による啓発活動・イベントの開催

4 その他、福祉局における聴覚障害関連事業

- (1) 要約筆記者、盲ろう通訳・介助者の養成
- (2) 聴覚障害者意思疎通支援事業（通訳者の派遣）
- (3) 手話人口の裾野拡大支援事業（区市町村包括補助）
- (4) 中等度難聴児発達支援事業（区市町村包括補助）
- (5) 字幕入り映像ライブラリーの製作、貸出し
- (6) 聴覚障害者等へのコミュニケーション機器の貸し出し
- (7) デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業

